

託送供給等約款の変更届出について

2022年1月21日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に2022年2月1日を実施日とする託送供給等約款の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、託送供給等約款（以下、「約款」）に定めている損失率[※]に誤りがあることが判明したことから、この損失率を訂正するため、本日、電気事業法第18条第5項に基づき、2022年2月1日を実施日とする約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

約款における損失率は、国の審議会における議論を踏まえ、2020年2月実施分以降については過去3年実績の平均値に基づき算定することとしており、毎年度見直しておりますが、2021年4月1日より実施している約款の損失率および2020年2月1日から2021年3月31日の間実施していた約款の損失率に誤りがありました。

今回の変更届出により損失率を訂正するものの、2022年4月1日にも損失率の定期見直しを予定しており、短期間での度重なる見直しはご契約者さまの混乱等を招く虞があることから、その混乱を回避するため、2022年2月1日から2022年3月31日までの期間の接続供給または需要抑制調整供給に適用する損失率については、訂正前（現行）の値のままといたします。

そのうえで、損失率が誤っていたことにより損失が生じる小売電気事業者等のご契約者さまに対しては、協議の上、その損失を補償させていただきます。なお、この度の損失率の訂正に伴う託送料金の変更は無いことから、一般のお客さまへの影響はございません。

ご契約者の皆さまにはご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げるとともに、当社としましては、今後、同様の事象が発生しないよう再発防止に取り組んでまいります。

※ 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

1. 損失率の訂正内容

電 圧	実施期間	2021年4月1日 ～2022年3月31日		2020年2月1日 ～2021年3月31日	
		訂正前 (現行)	訂正後	訂正前	訂正後
	低圧で供給する場合	7.5%	7.9%	7.7%	7.9%
	高圧で供給する場合	3.3%	同左	3.3%	同左
	特別高圧で供給する場合	1.7%	1.3%	1.4%	1.3%

2. 誤算定の原因

損失率の算定に用いる電力量実績の計上誤り等。

以 上